

すなやま・けんいち

株式会社ゆう建築設計代表取締役。建築設計と企画を一体的に行う「建築企画」のパイオニア。関西を中心に80を超える医療・介護施設の設計を手がけ、近年では医療法人等を対象とした高齢者住宅事業のセミナーを各地で展開している。1972年、SANT-LUC DE TOURNAI 建築学校(ベルギー)留学。75年、京都大学工学部建築系学科修士課程修了。81年、ゆう建築設計設立。著書に、「医療・介護・建築関係者のための高齢者の住まい事業企画の手引き」(学芸出版社)等  
http://www.eusekkei.co.jp/  
E-mail:sunayama@eusekkei.co.jp



写真1 トイレの位置を工夫し部屋を広くとる

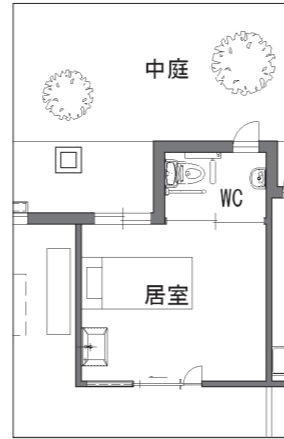


図2 居室のプラン

競争力強化を果たす居宅介護事業所の建築

建築設計の視点から見た  
ユニット型ショートステイの特徴

砂山憲一 株式会社ゆう建築設計代表取締役



ユニット型ショートステイは、在宅で暮らす高齢者やその家族をサポートする重要な施設です。今回は、建築設計の視点から見たショートステイの特徴について検証します。

ユニット型ショートステイは、施設基準ではユニット型特養とほぼ変わりありません。また、ユニット型特養のプランを規定する「居室はユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける」という施設基準がユニット型ショートステイにもあてはまるため、両施設の建物に異なる要素は皆無です。

このように、ユニット型ショートステイとユニット型特養は、建築プランとしては同じ形態が採用されるケースが多くあります。

しかし筆者は、この両施設を全く内容の違うものだととらえています。それは「すみか」が否かです。ヒトは住宅に暮らしますが、その住宅はその方にとって「慣れ親しんで、安心して暮らせる」場所であって初めて「すみか」となるのです。特養もそこに暮らす方にとっての「すみか」でなければいけません。特に家族ではない方と共同で暮らすわけですから、互いが安心して暮らせる関係をつくり出すことは

浴室へのアプローチを考える

ショートステイを利用される方は家族の不在などで利用せざるを得ない方も多くいます。そのような方に「あのショートステイなら行って良い」と感じてもらうことが重要です。この施設では、入浴前後の楽しみをつくり出すことを考えました。ヒントは、旅館のお風呂のアプローチです。旅館は庭園を通ってお風呂に行ったり、お風呂が庭に面していたりします。

良いのでは」という事業主の考えからきています。また、短期入所のため、夜中など部屋から出てトイレへ行くのは特に不慣れなところでは大変だろうという理由も含まれています。この結果、各居室の独立性は高まりました。

トイレ付き居室において、通常の入り口横にトイレを配置するプランでは、トイレ前に通路部分ができ部屋の実質の有効面積が少なくなります。そこで、図2のプランのように、トイレの位置や部屋の間口を工夫し、通路となる部分をなくして、ベッドからトイレの距離が近いレイアウトにすることも可能となりました(写真1)。

とも重要です。共同生活室に各居室が面するほうが良いという規則も、このような人間関係をつくり出すためにあると感じています。ただ、ショートステイの目的は、このような「すみか」とは少し異なるのではないのでしょうか。ショートステイを利用する方にとっては、共同生活室は他者とともに過ごす場所であり、居室こそがその方の安心できる場所だと思っています。

ショートステイの特徴を活かしたプラン

ショートステイでの生活の仕方や居室の重要性などを考えて計画し、結果として併設の特養とは違ったプラン例を次に紹介します。

図1のとおり、特養は居室が中央の共同生活室に近接して配置されています。一方のショートステイは、共同生活室と居室エリアがL字型でつながっています。居室エリアには談話コーナーを設け、そこでもくつろげる空

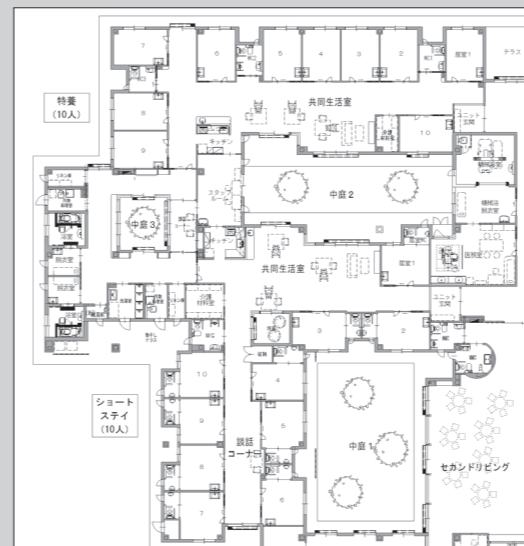


図1 共同生活室と居室エリアがL字型でつながるショートステイ

居室の形

この事例では、特養ユニットには3カ所の共用トイレを設け居室にトイレを設置せず、ショートステイでは各居室にトイレを設けました。この設計は、ショートステイのご利用者にとって、「居室で専用トイレを使えるほうが気持ちがいい」と感じています。居室の独立性はより強くなり、すべての居室が共同生活室に面するというプランをあえて避けています。ご利用者によっては、共同生活室に面する居室を好む方も、少し離れた部屋を好まれる方もいると考え、このようなプランを提案しました。

お風呂の前に休憩用のロビーがあるところも多く見かけます。高齢の方にとって、長い距離の移動や外部を通るアプローチは難しいですが、お風呂そのものと同じ時に、その前後を楽しんで過ごすことができる前室を設けたプランとなっています(写真2、写真3)。

セカンドリビング

さらに特養、ショートステイの利用者が共同で使えるセカンドリビングをユニット間に設けています。一般に設置される多目的室をより活動的に使えるよう、配置や設備に配慮したもので、全員で使える第2の共同生活室とも言えます。特にショートステイの利用者で、見知らぬ方とユニット内で過ごすのが苦手な方は、このセカンドリビングで自由な時間を過ごすことができます(写真4)。

ここまで記したように、施設基準では特養とショートステイは同じですが、実際の利用を考えると、違いのあるプランが今後増える予想されます。自分の住まいを持つ方が、気軽に利用できるショートステイの形を考えなければいけません。



写真2 中庭に面した前室(浴室へのアプローチ)



写真3 個浴から見える庭

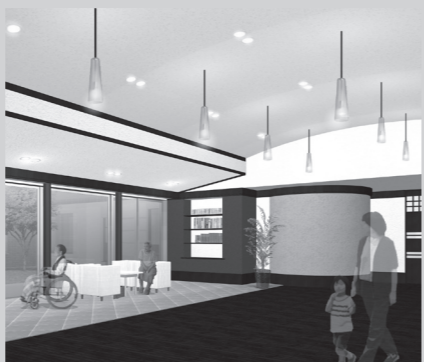


写真4 セカンドリビング